九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

前漢後半期における御史制度の展開

福永, 善隆
鹿児島大学

https://doi.org/10.15017/7324219

出版情報：九州大学東洋史論集. 50, pp.1-27, 2023-03-28. The Association of Oriental History, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

前漢後半期における御史制度の展開

福永善隆

はじめに

周知のように、中国では皇帝支配を維持するために、早くから高度な官僚機構が整備されてきた。その一つの特徴として、官吏の行為を監察し、その非違を糾弾する監察制度の位置づけが挙げられる。通時代的にみて、監察は主に御史が担っていたため、その名を冠して御史制度とも呼ばれる。

この御史制度の展開に関する先駆的な研究として、櫻井芳朗氏の研究が挙げられる(1)。氏は御史について、本質的に王の側近たる書記官であり、その諸官に対する監察は、始皇帝の法家に基づく専制政治のなかで展開したとされる。ただし、「御史中丞、侍御史及び刺史によつて構成された制度こそ、真に御史制度と呼び得るのではなからうか」と述べて、その「真」の御史制度の成立の時期として武帝期に注目する(2)。そして、その契機となった、御史中丞が御史大夫から独立して殿中に留まり、監察を専門的に掌るようになった背景は、武帝が丞相以下を抑え、意のままに政治を行おうとしたことにあったとする。

その後も、御史制度の研究は進められたが、それらは基本的に上の櫻井氏の見解の大枠からはずれるものではなかった(3)。また、近年では、邱永明氏をはじめとして、前漢武帝期以降、監察官として丞相司直・司隷校尉が設置されたこ

とに着目し、御史中丞・丞相司直・司隷校尉の三者が行政上、それぞれ別個の系統として隷属関係を持たず、独立して監察を行う多元的な監察体制を形成していたとし、そのなかで御史中丞による監察が位置づけられるようにもなってきている(4)。しかし、その中心はあくまでも多元的な監察体制の実態の解明に置かれ、御史制度の展開はその一部として論じられているに過ぎない。

そのようななかで、王勇華氏の研究は秦から前漢にかけての監察の実態について、詳細かつ具体的に分析した研究として注目される(5)。そこでは御史に加えて、丞相に属する監察官として丞相司直が設置された意義について追究されているが、その一環として当初、丞相がともに統轄していた行政権・監察権が分化していったとして、武帝期以降における御史制度の確立についても論及されている(6)。

それに対して、筆者はかつて丞相司直と御史中丞の弾劾事例を比較・検討することで、丞相司直と対照しながら、御史中丞の監察の特質を抽出し、もって、王氏とは異なる視点から武帝期以降、御史制度が展開していく背景について解明しようとした(7)。すなわち、①丞相司直は贈収賄・職務怠慢等、丞相府による行政の正常な運営を阻害する事案を担当していたのに対して、御史中丞は大逆等と表される礼制に違背する言動の監察を掌っていたこと、②①で述べたような御史中丞の監察は、御史がもともと朝儀・祭礼の監察に携わり、儀礼に反する言動を取り締まっていたことと関連すること、の二点を明らかとしたのである（以下、前稿と称する）。

その後、上の筆者の見解に対して、王氏により疑義が呈されたが(8)、その疑義に答えるため、筆者は御史中丞が関わった事案のほとんどが大逆・不敬・不道として処断されるという偏りが見られることについてさらに踏み込んで追究した。そして、御史中丞は律令の枠内では処理できない事案に関わり、そのため、それらの事案を「正法」に位置づけられていない大逆等として処断せざるを得なかったと結論づけた（以下、後稿と称する）(9)。

これにより、丞相司直の設置について、王氏が行政と監察の分化の過程のなかで捉え、その過渡期として丞相司直・御史中丞ともに行政監察を行っていたとするのに対し、両者の監察の質的な差異が明らかとなったのである。さらに、

本来、律令の枠内で処理できない事案は皇帝の大権によってはじめて処理できるものであったことから、御史中丞に率いられた侍御史（前漢では専門的に監察を行う組織として「御史台」という呼称は未だ見られない。よって、以下、御史中丞及びそれに属する侍御史の総体を便宜的に「侍御史」と称することとする）は、理念上、皇帝と一体化した存在として位置づけられていたことが窺われる。また、「喉舌」と表現される尚書について、冨田健之氏は皇帝と一体化して官僚機構の統御運用を組織化し、体制化する意義を担う皇帝官房として位置づけられているが(10)、この視点を踏まえると、上の「侍御史」のあり方は尚書と重なる点があるといえるであろう。

このように考えてきたとき、問題となるのが武帝期における御史制度の展開についてである。この点に関して、武帝による丞相権力の抑制をその背景として捉える櫻井氏の見解は、そもそも和田清氏の「官制の波紋的循環発生」論、及び西嶋定生氏の内朝・外朝論につらなる、前漢官僚機構の展開に関する通説的な理解に基づくものである(11)。ただし、近年、前漢後半期の丞相は依然として宰相として位置づけられていたとして、西嶋氏をはじめとする通説的な理解に対して疑義を呈し、新たな視点から内朝と外朝の関係について再検討する所論が表れてきている(12)。

例えば、冨田健之氏は内朝について、「既存の官僚機構を組織的機能的により強化することによって皇帝の支配権力を強化確立」し、「組織だった支配」を志向する新たな支配のあり方を体現し、もって、皇帝の個人としての支配意志を「支配機構総体による国家的方針にまで高めるための官僚機構の組織的機能的強化の動きを現わすもの」とされる。そして、内朝と外朝が「あたかも噛み合うふたつの歯車のようにひとつの組織内にあって有機的に連関して相互に機能し合い、皇帝の個人的支配意志の国家的統治方針への転換という目的機能をはたすといった関係」にあったというように(13)、皇帝支配の体制化の動きとして当該期における官僚機構の展開を捉えられている(14)。この西嶋氏をはじめとする通説的な内朝・外朝論の再検討は、近年の秦漢史研究の動向に対応するものでもある。すなわち、杉村伸二氏は、前漢前半期の統治における郡国制の有効性を積極的に評価する視点から、景帝中五年の諸侯王国改革により郡国制から実質的郡県制へと転換するなかで生じたさまざまなひずみについて指摘し、武帝期の諸改革をそのさまざまなひずみへの対応とし

て位置づける等、武帝期の位置づけ自体にも再検討が加えられつつあるのである(15)。これは当該期の諸改革を武帝個人の志向の問題として片付けず、前漢一代の支配体制の大きな展開のなかで捉えようとするものだといえるであろう。とすれば、御史制度の展開も、武帝による専制の確立として片付けず、前漢後半期まで視野に入れてその実相を具体的に追究していく必要があるであろう。

本稿は上のような問題意識に基づき、御史制度の展開について、前漢後半期まで視野に入れて、その官僚機構の展開のなかに位置づけようとするものである。

一　前漢後半期における請讞の展開と「侍御史」

「はじめに」で述べたように、「侍御史」の監察は前漢武帝期以降、顕著に見られるようになる。「侍御史」独自の活動が見られるようになることと、御史中丞が御史大夫から独立したこととの関連性は当然想定されてくるが、それだけでは当該期以前に御史が不道等の事案に関わった事例がほとんど見られないことについて、十分な説明になっているとは言い難い。

この点について、前稿では、武帝期以降、法家思想と儒家思想とが結びつき、相互に補完しあいながら融合していくなかで、皇帝権力が質的な転換を遂げ、それに伴い、もともと朝儀・祭礼の監察に関わっていた御史がその監察の場を拡大していったと結論づけた(16)。本節では、その展開について、前漢後半期まで視野に入れてさらに考察を進めてみたい。

「はじめに」で述べたように、後稿では「侍御史」が理念上、皇帝と一体化した存在として位置づけられており、そのため、彼らが不道等の「正法」に位置づけることのできない事案に関わることができたと結論づけた。そして、このような「侍御史」と皇帝との関係について言及するなかで、「侍御史」と請讞との関係にも言及した。よって、ここでは請讞の展開についてさらに追究し、もって、「侍御史」の展開を明らかにしていきたい。以下、後稿と重なる点もあるが、

行論の都合上、請讞の展開について、簡潔に説明しておくこととする。

請讞とは特定の司法事案について、上級の機関に報告して判断を仰ぐ制度である。宮宅潔氏によれば、それは①被疑者の身分によって自動的に義務づけられる場合（「請」）と、②量刑に疑義がある場合（「讞」）の二種がある[17]。

①「請」は一定の官秩以上の官僚あるいは宗室王侯及びその近親が罪を犯した場合、彼らを拘束する時点で皇帝に「先請」することが義務づけられた、一種の特権である。他方、②「讞」では、量刑に疑義がある場合、郡守等の所属する二千石官・廷尉に対して行われ、それでも解決しない場合、最終的に皇帝の裁定を仰ぐことになっていた。

ここで、『続漢書』百官志三 少府 御史中丞の條に付された劉昭注に、

> 胡廣 曰はく、孝宣 路溫舒の言に感じ、秋季の後に請讞せしむ。時に帝 宣室に幸し、齋居して事を決し、侍御史二人をして書を治めしむ。御史は此より起こる。

とあるように[18]、宣帝が「宣室に幸し、齋居して事を決」する際、侍御史が「治書」してそれを補佐していたとあり、後にそれが治書侍御史として制度化されていったとされている。筆者はこの点に着目し、後稿にて「侍御史」は、皇帝にとって理念的には一体化した存在であったため、彼らに請讞の処理が任せられたと結論づけたのである。

請讞については、『漢書』巻二三 刑法志に、高祖七（前二〇〇）年の詔として、

> 高皇帝七（前二〇〇）年、御史に制詔すらく、獄の疑はしき者は、吏 或ひは敢へて決せず、罪有る者 久しくして論ぜられず、罪無き者 久しく繫がれて決せず。今より以來、縣道官の獄の疑はしき者は、各おの屬する所の二千石の官に讞せよ。二千石の官 其の罪名を以て當てて之を報ぜよ。決すること能はざる所の者は、皆廷尉に移せ。廷尉も亦當てて之を報ぜよ。廷尉の決すること能はざる所は、謹しみて具して奏を爲し、當に比すべき所の律令を傳して以て聞せよ。

とあるように、高祖期の請讞の対象は「獄の疑はしき者」に限られていたが、宮宅潔氏が指摘されているように、前漢景帝期には「讞」の対象に変化が見られる[19]。すなわち、同書巻五 景帝紀 中五（前一四五）年の條に、景帝の詔として、

九月、詔して曰はく、……吏 或いは法令を奉ぜず、貨賂を以て市と爲し、朋黨比周し、苛を以て察と爲し、刻を以て明と爲し、罪亡き者をして職を失はしむ。朕 甚だ之を憐む。罪有る者 罪に伏さず、法を姦し暴を爲すは、甚だ謂ふ亡きなり。諸そ獄の疑はしき、若しくは法に文致すと雖も人心に厭かざる者、輒ち之を讞せよ。

とあるように、景帝中五年には「讞」の対象が拡大され、「法に文致すと雖も人心に厭かざる者」にも行われるようになったのである。

宮宅氏によると、もともと「讞」の対象となっていた「獄の疑はしき者」は「律令の解釈、適用をめぐって両論併記せざるを得ない」事案であるのに対して、「法に文致すと雖も人心に厭かざる者」は「律令の上では適用してよい條文が存在する」ものの、「心情を基準とするなら律令そのままの量刑に」納得のいかない事案とされている[20]。しかし、前者は律令という客観的な基準の範囲内で処理することができるのに対して、後者は心情という明確な基準を持たない要素が加わっている点で、両者には本質的な差異がある。

近年公刊された、張家山漢簡『奏讞書』及び嶽麓書院蔵簡『為獄等状四種』には、秦から漢初にかけての請讞の実例が収録されているが、そこには上述した、高祖期の請讞の特徴が見られる[21]。すなわち、先学諸氏により、すでに指摘されているように、当事者の弁解・各法官の審理・判決いずれも可能な限り律文に依拠しており[22]、さらに、皇帝への上奏が行われた可能性のある事案もすべて適用される條文に基づいて、廷尉の判決が明記された上で、皇帝に上呈されているのである[23]。そこでは、冨谷氏が指摘するように、「犯罪の確定と刑罰の量定において、法、特に律の條文を引用してそこに記される要件を充足するかを見極めて処断する」徴文主義に基づいて厳格に運用されていたことが窺われる[24]。

他方、景帝期における請讞の展開について、宮宅氏は「原心定罪」という理念を実際の法運用にも反映させようとする試みとして捉えるが、その理念の拠り所となったのが同時期にほぼ現行の形で成立したとされる『春秋公羊伝』であった[25]。

この点を踏まえると、次の記事が注目されてくる。すなわち、『史記』巻一二二 酷吏列伝に、武帝期に廷尉の任にあった張湯について、

是の時、上 方に文學に鄉ふ。(張)湯 大獄を決するに、古義に傅けんと欲す。乃ち博士弟子の尚書・春秋を治むるを請ひて廷尉史に補せしめ、疑法を亭らかにす。讞疑の事を奏するに、必ず豫め先づ上の爲に其の原を分別す。上の是とする所 受けて讞決の法を廷尉の絜令に著け、主の明を揚ぐ。

とあるように、張湯が「大獄を決」する際に、『尚書』や『春秋』などの「古義」を参考にしようとし、経書に明るい博士弟子を廷尉史に補任している。ここに「讞疑の事を奏するに、必ず豫め先づ上の爲に其の原を分別」したとあるように、上のような法適用が認められるかどうかは、請讞を通して、最終的には武帝の裁定に委ねられている。とすれば、『史記』酷吏列伝に見られる司法のあり方は、景帝期以降、請讞の対象が拡大されていく動きと連動するものとして位置づけられるであろう。

なお、前掲した『史記』酷吏列伝で請讞に関わっているのは廷尉の張湯であり、「侍御史」ではないが、張湯が「古義」を参考にしたのは、「大獄」の処断であった。この「大獄」が具体的に何を指すものなのか、ここでは必ずしも明確ではないが、唐律では大赦にあっても赦免されることのない「十悪」のなかに位置づけられる不道等の罪は、そこに含まれるであろう。実際、『漢書』巻一九上 百官公卿表上 御史中丞の條に、侍御史について、

侍御史に繡衣直指有り、出でて姦猾を討ち、大獄を治む。武帝の制する所にして、常には置かず。

とあるように、「侍御史」のうち武帝期に置かれた繡衣御史が、職掌として「大獄」の処断に関わっている。このことは、請讞が「侍御史」の展開と関連することを示唆するものとして捉えることもできる。

前節で述べたように、請讞における皇帝の大権の重要性は、地方官・廷尉が判断できない場合、最終的にはその裁定が皇帝に委ねられる点にあった。そして、「心情評価も視野に入れた量刑が行えるのは皇帝のみ」であり、よって、真に「人心に於いて厭かざる」事案は「皇帝によって量刑されることとなる」とする宮宅氏の指摘をあわせ考えると(26)、景帝期以降、請讞の対象が拡大していくのに伴い、皇帝による裁定の重要性はより高まったといえるであろう。

ただし、宮宅氏は「原心定罪」の権柄を臣下に委ね、「人心」を理由に律令を無視し、いかようにも処断できるように

すると、律令という成文法の否定につながりかねず、そのため、この権柄を皇帝に集中させたとする(27)。この宮宅氏の見解をあわせ考えると、それは、あくまでも既存の律令の枠組は維持しながら、個別の事案にも対応するために、現実にあわせて律令を弾力的に運用するための方策であったといえるであろう(28)。

また、請讞が拡大していく端緒となる詔が出されたのが、景帝中五年であった点は、上の筆者の見解をさらに補強するものとして注目される。すなわち、この年には諸侯王国の官制に対して改革が行われたが、大庭脩氏はこの改革について、「従来は王国と同様であった漢王朝の官庁が、多少でも王国とは異なった存在であることを示すことにその目的があった」とされる(29)。この景帝中五年の諸侯王国に対する改革について、杉村伸二氏は、景帝期に漢王朝が諸侯王国を直轄支配地域に組み込んだことにより、中央直轄の行政管轄区域の増加及び行政事務の量的な増加等、新たな深刻な問題が生じたとし、さらに、武帝はそれら先代から積み残された課題に対処する上で、帝国全土に及ぶ支配体制に対応した制度改革に迫られたとされている(30)。このように考えてくると、武帝期まで続く一連の諸改革の起点として、この景帝中五年を位置づけることができる。宮宅氏によると、そもそも「獄の疑はしき者」あるいは「法に文致すと雖も人心に厭かざる者」の裁定には、裁判が長期化し、担当者の恣意により罪の軽重が左右される危険性もあり、よって、「讞」という制度は、そのような現実上の問題に対処すべく展開していったものである(31)。ここで、上の杉村氏の見解を踏まえて考えると、上述したような律令の弾力的な運用は、中央一元的な支配体制の確立とともに、そのなかで生じる問題に対処していくなかで必要とされるようになったとも考えられる。

以上の考えに大過ないとすれば、武帝期における請讞を通じた律令の運用は、景帝の路線の延長上、それをさらに拡大したものとして捉えることができる。すなわち、基本的に徴文主義において、律文のみを判断根拠とした景帝中五年より前と比較して、本来道徳規範であり、いかなる解釈をも可能とする「古義」を全面的に利用することによって、律令の運用は飛躍的に弾力性に富むものとなったのである。

ただし、そのようななかでも、請讞が本来、律令の枠内で処理できない事案を皇帝の権能によって処理することで、

かえって既存の律令の原則を保持することを意図するものであったとするならば(32)、皇帝にはより高度かつ複雑な判断が求められることになる。前掲した『史記』酷吏列伝において、張湯が「讞疑の事を奏するに、必ず豫め先づ上の爲に其の原を分別」したとあるのはそのような皇帝の判断を輔佐するためであろう。

以上の考えが大過ないとすると、請讞は武帝期以降も既存の律令の原則を可能な限り保持するために、慎重に運用されていたと考えられるが、それでもなお、律令の運用が統一性を欠く事態も生じてくる。すなわち、前掲した『史記』酷吏列伝の後文には、張湯の司法担当官の選定について、

治する所 卽し上の意の罪せんと欲する所なれば、監史の深刻なる者に予へ、卽し上の意の釋さんと欲する所なれば、監史の輕平なる者に予ふ。治する所卽し豪なれば、必ず文を舞はし巧に詆ひ、卽し下戸羸弱なれば、時に口づから言はく、文は法に致すと雖も、上 裁察せよ、と。是において、往往にして湯の言ふ所を釋す。

とあるように、彼は武帝が処罰しようと考える者には「深刻」なる監史を、赦免しようと考える者には「輕平」なる監史を選任し、武帝の意を汲んで担当官を選任していた。しかし、池田雄一氏も指摘されているように、このようなことを際限なく行っていけば、律令体系そのものの混乱をもたらすことになる(33)。実際に、『漢書』巻二三 刑法志には、

是において張湯・趙禹の屬を招きて進め、法令を條定し、見知故縱・監臨部主の法を作し、深故の罪を緩にし、縱出の誅を急にす。其の後姦猾 法を巧にして、轉た相ひ比況し、禁罔 寖く密たり。律令 凡そ三百五十九章、大辟四百九條、千八百八十二事、死罪の決事比 萬三千四百七十二事。文書 几閣に盈ちて、典る者も徧く睹ること能はず。是を以て郡國の承用する者 駮り、或ひは罪同じくして論異なり、姦吏 因緣して市と爲し、活かさんと欲する所なれば則ち生議を傅け、陷れんと欲する所なれば則ち死比を予ふ。議する者 咸な之を冤傷す。

とあるように、武帝期には判例となる決事比で死罪に相当するものが、「萬三千四百七十二」件に上り、「罪同じくして論異なる」状況まで生じていた。そして、「姦吏 因緣して市と爲し、活かさんと欲する所なれば則ち生議を傅け、陷れんと欲する所なれば則ち死比を予ふ」とあるように、「罪同じくして論異なる」判例がさらに、官吏による律令の恣意的

な運用を可能にする悪循環が生じていたことがわかる。

その結果、同書巻五一 路温舒伝に、路温舒が宣帝に当時の治獄の状況を訴えて、

臣 聞く、……今の治獄の吏は則ち然らず。上下 相ひ歐りて、刻を以て明と爲す。深き者は公名を獲、平なる者は後患多し。故に治獄の吏 皆人の死することを欲するは、人を憎むに非ざるなり。自安の道 人の死するに在ればなり。是を以て死人の血 市に流離し、刑せらるるの徒 比肩して立ち、大辟の計 歳ごとに萬を以て數ふ。……夫れ人の情 安らかなれば則ち生を樂ひ、痛めば則ち死を思ふ。……故に囚人痛みに勝へざれば、則ち辭を飾りて以て之を視す。吏の治むる者の其の然るを利とすれば、則ち指道して以て之を明かす。上奏 卻けられんことを畏るれば、則ち鍛練して之を周く內る。蓋し奏當の成れば、咎繇 之を聽くと雖も、猶ほ以て死して餘辜有りと爲さん。何となれば、則ち成練の者 衆く、文致の罪 明らかなればなり。

とあることから、宮宅氏が指摘されているように、「上奏は虚偽に満ち、そこに記された犯罪行為は、罪名が明白と認められるよう周到に律文に当てはめられ」るようになっていた(34)。

このような事態が生じた原因として、前掲した『史記』酷吏列伝で、武帝の「是とする所」は「廷尉の絜令」に付されていた点が注目される。籾山明氏は、「御史絜令」等の「絜令」は名前に冠された各官署で実務に関係する法令を編集したものであり、武威で発見された王杖詔書冊に中央官署である「蘭台」を冠した「蘭台絜令」の記載が見えることから、「中央官署が制詔を絜令として体裁を整え、関連する詔文や裁判例要旨なども併せて編集し、通達として郡国へ頒布する制度があった」とする(35)。そして、このように「司法実務から生まれた様々な疑問・疑案」を編纂物として整理し、「獄吏の実務に供するために全国へ頒布」する「司法の再分配」により裁判の統一性と均衡性が担保されていたとするのである(36)。王杖詔書冊が中央の編纂物かどうかについては議論があるところでもあるが、少なくとも中央官署の絜令が判例として地方でも参照されたことは間違いない。とすれば、「廷尉の絜令」に付された「古義」に基づく判例は、他の官署の量刑にも利用されたことになる。ただし、先述したように、「古義」に基づく判例は慎重に運用しなければ、容易

に統一性を欠いたものとなる欠陥も抱えていた。よって、その弊害が顕著に表れるようになっていたのである。

そのため、『漢書』巻二三　刑法志には、上述した路温舒の言をうけて、

是において、于定國を選びて廷尉と爲し、明察寛恕なる黄霸等を求めて以て廷平と爲し、季秋の後に請讞す。時に上　常に宣室に幸し、齋居して事を決す。獄刑　號して平と爲す。

とあるように、宣帝は廷尉の属官として廷尉平を設置するとともに、請讞をさらに重視するようになっていく。それは同書同志に、涿郡太守であった鄭昌の上疏に、

時に涿郡太守鄭昌　上疏して言はく、……今明主　躬ら明聽を垂るれば、廷平を置かずと雖も、獄　將に自ら正し。若し後嗣を開かんとすれば、律令を刪定するに若かず。律令　一定すれば、愚民　避くる所を知り、姦吏　弄する所無からん。今其の本を正さずして、廷平を置くは以て其の末を理むるなり。政　衰へ聽　怠れば、則ち廷平　將に權を招きて亂首と爲らん、と。宣帝　未だ修正に及ばず。

とあるように、宣帝自ら「明聽を垂」れたことにより、獄が治まっていると評されていることからも窺われる。すなわち、宣帝は廷尉平とともに自ら「請讞」を主導することによって、法運用の統一性を確保し、もって律令体系の混乱を治めようとしていたのである。

先述したように、『続漢書』百官志三　少府　御史中丞の條には、御史中丞の属官である治書侍御史について、

治書侍御史二人、六百石。本注に曰はく、法律に明るき者を掌選して之と爲す。凡そ天下の諸もろの讞疑の事、法律を以て其の是非を當つるを掌る。

とあるように、宣帝による請讞を「治書」して輔佐していた侍御史は、「天下の諸もろの讞疑の事、法律を以て其の是非を當つるを掌」る治書侍御史として制度化されていく。他方、前掲した『続漢書』百官志三　少府　御史中丞の條に付された劉昭注に見える「胡廣曰」の後文には、治書侍御史の活動について、

後に因りて別置す。法冠を冠し、秩百石、印綬有り。符節郎と共に廷尉の奏事を平し、罪　輕重に當つ、と。

とある。上の治書侍御史に関する記事を総合すると、彼らによる「天下の諸もろの讞疑の事」の「是非」・「軽重」の審査は「廷尉の奏事を平」することによって行われていたことになる。この「平」について、『漢書』巻一九上 百官公卿表上に付された晉灼注に、

晉灼 曰はく、漢儀注、諸吏・給事中 日ごと上りて朝謁し、尚書の奏事を平し、分ちて左右曹と爲す。

とある記事が参考になる。「平廷尉奏事」はここに見える「平尚書奏事」と同じく、「平……奏事」という構文をとっている。よって、両者は奏事に対する同様の処理を示すと考えてよいであろう。この「平」について、米田健志氏は、中朝（内朝）官の職掌について分析するなかで、「『評』と同義」であり、「皇帝が上奏文を決裁するにあたって評議し、皇帝の判断を助けること」として捉えている(37)。この見解を踏まえると、皇帝が廷尉から上げられた請讞を決裁する際、治書侍御史が符節郎を交えて評議していたことになる。とすれば、最終的な判断を下すのは皇帝ではあるが、治書侍御史は請讞を処理するに当たって、その草案を評議していたと考えられるのである。これは宣帝期には皇帝が自ら主導していた請讞に対して、理念的には皇帝と一体化した「侍御史」が一定の役割を与えられ、それが組織的に行われるようになったことを示すものであろう(38)。

以上の考えが大過ないものとするならば、前漢後半期における請讞の展開のなかで、「侍御史」の重要性はさらに高まっていったことになる。

二　前漢後半期における律令体系の再編と「侍御史」

前節で述べてきたように、律令に「古義」を取り込んで運用していくなかで、律令体系の統一性を保持するため、皇帝が主導する請讞がいっそう重要になっていった。ただし、前掲した『漢書』刑法志に見える涿郡太守鄭昌の上疏に、

「政 衰へ聽 怠れば、則ち廷平 將に權を招きて亂首と爲らん」とあるように、それには限界があり、やがて根本的に「律

令を刪定」する必要性も高まってくる。

前掲した『漢書』刑法志には、律令の「刪定」について、「宣帝　未だ修正に及ばず」とあり、その後文には、元帝期のこととして、

元帝の初めて立つに至りて、乃ち詔を下して曰はく、……今律令煩多にして約ならず、文を典る者よりして分明すること能はざるに、元元の逮ばざるを罹(あみ)せんと欲するは、斯れ豈に刑中の意ならんや。其れ律令の繁除輕減すべき者を議して、條奏せよ。

とあることからすると、律令の「刪定」の動きが明確となったのは元帝期のことであるように見える。

しかし、同書巻七八　蕭望之伝に、宣帝期の朝廷について、

初め、宣帝　甚だしくは儒術に従はず、法律を任用して、中書宦官　用事す。中書令弘恭・石顯　久しく樞機を典り、文法に明習し、亦車騎將軍（史）高と表裏を爲す。論議は常に獨り故事を持して、（蕭）望之等に従はず。恭・顯又時に傾仄にして詘(しりぞ)けらる。

とあることから、池田雄一氏は、宣帝期にはすでに律令の運用について論議されるようになっていたと指摘されている(39)。また、この記事の直前には、上の記事で挙げられている蕭望之等について、

宣帝の寢疾するに及び、大臣の屬すべき者を選び、外屬の侍中樂陵侯史高・太子太傅（蕭）望之・少傅周堪を引きて禁中に至らしめ、……皆遺詔を受けて輔政し、尚書の事を領す。……望之・堪　本師傅を以て尊重せられ、上（元帝）卽位するや、數しば宴見して、治亂を言ひ、王事を陳ぶ。望之　選びて宗室の經に明らかにして學に達する散騎諫大夫劉更生を白して給事中とし、侍中金敞と並びて左右に拾遺せしむ。四人　心を同じくして謀議し、上を勸道するに古制を以てし、匡正せんと欲する所多し。上　甚だ之を鄉納す。

とあるように、宣帝期と元帝期の記事が混在する形で描かれている。さらに、弘恭・石顯だけではなく、史高・蕭望之も宣帝から元帝の輔政を託された遺臣として、元帝期の朝廷でも大きな影響力を有していた。以上の諸点をあわせ考え

ると、同書蕭望之伝に見える宣帝期の律令の運用に関する議論は、元帝期にも引き継がれたと考えられる。

上の『漢書』蕭望之伝の記事の冒頭には、宣帝が「甚だしくは儒術に従はず、法律を任用」したとあることから、宣帝が経学よりも法律を重視したとされることもあるが、この記事全体を見ると必ずしもそのように単純なものではないことがわかる。この記事は法律をはじめとする「故事」を重視する弘恭・石顕と、京師の諸儒から高い名声を得ていた蕭望之が対立する形で描かれているものの、時には蕭望之等の議論に従わない弘恭・石顕等に「傾仄」の議論が見られるとして、彼らの意見が退けられてもいるのである。

そもそも宣帝の儒学に対する姿勢は、同書巻九 元帝紀に、太子時代の元帝が儒生をさらに重用するように、宣帝を諫めたときのこととして、

> 宣帝の用ふる所 文法の吏 多くして、刑名を以て下を繩し、大臣楊惲・蓋寛饒等の刺譏の辭語に坐し罪と爲して誅せらるるを見て、嘗て燕に侍して從容として言はく、陛下 刑を持すること 太だ深し。宜しく儒生を用ふべし、と。宣帝 色を作して曰はく、漢家 自ら制度有り。本より霸王の道を以て之を雜ふ。奈何ぞ純ら德教に任じて、周政を用ひんや。且つ俗儒 時宜に達せず、好みて古を是とし今を非として、人をして名實に眩み、守る所を知らざらしむ。何ぞ委任するに足らん、と。

とある。この記事では宣帝が儒家を排斥しているようにも見えるが、ここで宣帝が強調するのは「霸王の道」をあわせ用いることであり、「純ら德教に任じて、周政を用」いる、すなわち、儒家イデオロギーのみに依拠することの危険性である。よって、宣帝期を起点とする律令の「刪定」は、武帝期より前の状況への単なる回帰ではなく、律令と「古義」のバランスをとりながら、律令体系を全面的に再整理しようとするものであったと考えられる。

それは、『後漢書』伝第二四 梁統列伝に、後漢の初め、梁統が法制について上言して、

> (梁)統 復た上言して曰はく、……竊に謂へらく、高帝以後、孝宣に至るまで、其の施行する所、多く經傳に合す。宜しく今事を比方して、之を往古に驗すべし。聿前典に遵へば、事は改め難きこと無く、至願に勝へず。願はくは

召見せらるるを得、若しくは尚書の近臣に對して、其の要を口陳せん、と。

とあるように、宣帝期までの法の運用について、「多く經傳に合す」、すなわち、経学に合致するとする梁統の評価にもつながるものであろう。

近年、出土史料が陸続として発見されるのに伴い、大きく進展しつつある漢律の形態に関する研究成果は、この私見を支えるところがある。すなわち、廣瀬薫雄氏は、律の整理方法が時代により違いがあるとした上で、律令学の展開に注目し、張家山漢簡『二年律令』の段階では、律は皇帝の制詔により制定された単行法令の寄せ集めにすぎなかったが、律の整理方法が次第に精緻になった結果、最終的に『九章律』として結実したとされる(40)。すなわち、廣瀬氏は、陶安あんど氏が『漢書』刑法志では前漢初期に蕭何が編纂したとされる『九章律』の出現について、前漢末期から後漢の初期における法律学の展開の成果として捉える見解を踏まえて(41)、法律学が経学の一分野として展開していくなかで、『律経』としての『九章律』が成立し、後漢初期にその作者を蕭何に仮託する説が定着したこと、またその成書は武帝期以降、前漢中後期と考えられること、さらに、『漢書』芸文志が作成された当時、『律経』は社会に広く流通し、標準的な律のテキストとしての地位を確立していたものの、いまだ官吏の実務マニュアルにすぎなかったことを指摘されている(42)。また、滋賀秀三氏は、九章律の成立について、「法律学が儒学の一分科として地歩を築いたことと相関関係にあり、その時期は、武帝の世が終わって宣帝の治世となった頃からと考えられる」とされる(43)。

以上、諸氏の見解を踏まえると、『律経』としての『九章律』の成書は、上述してきた武帝期から宣帝期における律令の運用の展開、及び律令の再整理が行われた時期と重なることになる。両者を直接結びつけるには材料が足りず、慎重であるべきであろうが、それを単なる偶然として片付けてしまってよいのであろうか。この想定に大過ないとすれば、宣帝期を起点とする律令体系の再整理では、それまでとは異なり、律令体系に「古義」を全面的に組み込んだ上で、少なくともこの時点における律令体系総体として整合性をとることが求められたと考えられるであろう。

このように考えてくると、宣帝期を起点とする律令体系の再整理のなかで、「侍御史」は重要な位置づけにある。それ

は、上の総体として整合性をとる律令体系の再整理を行う上では、すべての法源を参照する必要があったと考えられるためである。

この点とあわせて注目されるのは、甘粛省博物館に所蔵される王杖木簡である。漢代、一定の条件を満たした七〇歳以上の老人には、王杖とそれに付帯するさまざまな特権が付与されていたが、王杖木簡にはその王杖に関する記述があり、王杖十簡・王杖詔書冊・王杖断簡の三種の史料が含まれる(44)。この王杖木簡には「蘭台令」・「蘭台挈令」の文字が見られるが、『漢書』巻一九上 百官公卿表上 御史大夫の條に、御史中丞について、

御史大夫、秦官、位は上卿、銀印青綬。副丞相を掌る。兩丞有り、秩千石。一は中丞と曰ひ、殿中の蘭臺に在りて、圖籍祕書を掌り、外に部刺史を督し、内に侍御史の員十五人を領し、公卿の奏事を受け、擧劾・按章す。

とあるように、御史中丞は殿中蘭台において、「圖籍祕書を掌」っていた。この蘭台とは宮中の蔵書の場所である(45)。その点については、後漢末の記事ではあるが、『後漢書』列伝第五六 王允列伝に、董卓が長安への遷都により、洛陽を放棄したときのこととして、

董卓の關中に遷都するに及びて、(王)允 悉く蘭臺・石室の圖書祕緯の要なる者を收斂して以て從ふ。既に長安に至るや、皆分別して條上す。又漢朝の舊事の當に施用すべき所の者を集め、一に皆之を奏す。

とあることからも、蘭台には「圖書祕緯」が所蔵されていたことがわかる。

この蘭台挈令は律令との関係が取り上げられ、その性格に関してさまざまな議論が提示されている(46)。すなわち、廣瀬氏は、王杖詔書冊について、「王杖詔書に関連する案例だけを集めて作られた文章を、蘭台挈令の條文ごとにバラバラに分解し嵌め込んで作られたもの」とし(47)、さらに、前掲した酷吏列伝に、「上の是とする所、受けて讞決の法を廷尉の絜令に著」けたとある記事との関連性を見出し、上讞の結果、下された制詔を蘭台挈令に附加していることから、「『讞決の法』を挈令に著けたもの」として位置づけている(48)。そして、籾山明氏は、王杖詔書冊は御史中丞の編纂物である挈令をもとにして作成され、「王杖所持者への侵害をめぐる疑案に対し裁きの指針を与える」ために編纂されたとされる(49)。

また、同書列伝第六九上 儒林列伝に、後漢における書籍の所蔵について述べて、

董卓の都を移すの際に及びて、吏民 擾亂し、辟雍・東觀・蘭臺・石室・宣明・鴻都の諸藏の典策文章より、競ひて共に剖散し、其の縑帛の圖書、大なるは則ち連ねて帷蓋と爲し、小なるは乃ち制して縢囊と爲す。

とあるように、蘭臺に所蔵された「圖書祕緯」には「典策文章」も含まれていた。これら「典策文章」は故事とも関係があり、漢代において重要な法源の一つとされた(50)。

「王杖十簡」には、王杖所持者に付与される特権、及び彼らに対して暴行等を行った者を「大逆不道」とすると規定した令文の末尾に、「明らかに蘭台石室の中に在り」とある。冨谷至氏は、これを皇帝の詔に令としての性格を付与する著令文言とし、「令として明確化し蘭台石室の文書庫に保管する」意味であるとされている(51)。この冨谷氏の見解に従うと、令としての効力を持つようになった皇帝の詔書も蘭台に保管されていたことになる。

以上の点をあわせ考えると、蘭台には、故事・律令と「古義」をすりあわせて下された「讞決の法」・令としての効力を持つようになった皇帝の詔書等、さまざまな法源が保管されていた。この点を踏まえて考えると、ほころびかけた律令体系の再整理において、そこが拠点となった蓋然性が高いであろう。そして、この蘭台は御史中丞の所管となっていたのである。

また、「侍御史」が弾劾に関わっていた「正法」に位置づけられない事案は、その弾劾が認められれば、それも新たな法的な根拠となったと考えられる。

実際に、『漢書』巻七九 馮野王伝には、王鳳の意を受けた御史中丞が、虎符を持ったまま帰郷した馮野王を不敬として弾劾した事案について、王鳳の幕下にあった杜欽がそれに異を唱えたときのこととして、

(杜欽)記を(王)鳳に奏し、(馮)野王の爲に言ひて曰はく、竊かに令を見るに曰はく、吏二千石 告して、長安に過(よぎ)りて謁し、予賜を分別せず、と。今有司 以て予告は歸るを得、賜告は得ずと爲すも、是れ一律兩科なれば、刑を省くの意を失す。夫れ三最にして告を予へらるるは、令なり。病むこと 三月を滿たし告を賜はるるは、詔恩なり。

令告は則ち得、詔恩は則ち得ざれば、輕重の差を失す。又二千石の病みて告を賜はり歸るを得るは故事有り。郡を去るを得ざること 令に著さるるは亡し。……（王）鳳 聽かず、竟に（馮）野王を免ず。郡國の二千石の病みて告を賜ふも家に歸ること得ざるは、此より始まる。

とある。ここでは、「二千石の病みて告を賜はり歸るを得るは故事有り。郡を去るを得ざること 令に著さるるは亡し」とあるように、故事によって、「告を賜」わった二千石には帰郷が認められており、なおかつ郡を去ることができないという規定が「令に著」されていなかったため、馮野王の処分の当否が議論されたが、馮野王の罷免により、以降郡国の二千石は病によって告を賜った場合でも家に帰ることができなくなった。すなわち、この事案が先例となってそれが改められたのである。よって、これは「侍御史」の弾劾により新たな規定が創出されることを示す一例として捉えることができるであろう。

以上のように、武帝期以降生じた、司法上・律令体系における展開のさまざまな局面で「侍御史」が重要な役割を果たしていた。この点を踏まえて考えると、上のような動きのなかで、「侍御史」の監察・弾劾活動が活発化していくと捉えることができるであろう。

おわりに

以上、本稿では武帝期以降、監察・弾劾活動が見られるようになる「侍御史」の展開について、前漢後半期における請讞及び律令の運用を中心として追究してきた。その大要を示すと、以下のようになる。

景帝期以降、請讞の対象が拡大され、「獄の疑わしき者」に加えて、「法に文致すと雖も人心に厭かざる者」もその対象とされるようになった。ただし、前者は律令という客観的な基準に基づき、厳格に処理されるのに対して、後者は「律令の上では適用してよい條文が存在する」ものの、「心情を基準とするなら律令そのままの量刑に」納得のいかない事案

であり、心情という明確な基準を持たない要素が加わっている点で、本質的な差違がある。これを「原心定罪」という理念を実際の法運用にも反映させようとする試みとして捉えると、「大獄」に『尚書』や『春秋』等の「古義」を参考とし、その裁定を武帝に委ねる、武帝期の展開につながるものとなる。

そもそも請讞は、「原心定罪」の権柄を皇帝に集中させることによって、既存の律令の枠組は維持しながら、現実にあわせて律令を弾力的に運用するための方策であった。景帝期・武帝期には、郡国制から実質的郡県制へと移行するなかでさまざまなひずみが生じ、漢中央朝廷はその対応に迫られたとする見方を踏まえて考えると、上の請讞・法運用の変化はそのような動きのなかで行われたものとして位置づけることができる。

上に述べたように、「原心定罪」の権柄は、臣下に委ね、恣意的に運用させると、律令という成文法そのものの否定につながりかねず、そのため、皇帝自ら裁定することによって慎重に運用されていたが、それでもなお、律令の運用に統一性を欠く事態も生じた。それは皇帝により一度下された裁定が「絜令」につけられ、それが判例として利用されていったためであった。そのような事態に対応するため、宣帝は廷尉の属官として廷尉平を設置し、廷尉平とともに自ら請讞を主導することによって、律令体系の混乱を治めようとした。請讞の際、「侍御史」は宣帝の側に侍り、補佐していたが、それが後には廷尉平とともに請讞に関わる治書侍御史として制度化していく。これは理念的には皇帝と一体化した「侍御史」が、請讞のなかで一定の役割を与えられ、それが組織的に行われるようになったことを示すものである。

このように、律令に「古義」を取り込んで運用していくなかで、律令体系の統一性の保持のため、皇帝の主導する請讞がいっそう重要になり、それを補佐する「侍御史」の重要性も高まっていったと考えられる。

ただし、そのような方法にも限界があり、やがて根本的に「律令を刪定」し、混乱した律令体系を再整理する必要性も高まっていった。この律令体系の再整理では、「古義」が司法に利用されるようになる武帝期より前の状況への単なる回帰ではなく、「古義」を全面的に組み込んだ上で、律令体系総体として整合性をとることが求められたと考えられる。

このような再整理には、すべての詔書を参照する必要があるが、「侍御史」が執務する殿中・蘭台には、故事や古義を

も踏まえて下された「讞決の法」に加えて、故事のもととなる「典策文章」、令としての効力を持つようになった皇帝の詔等、法源として機能する、さまざまな文書が保管されていた。よって、必然的に蘭台がその中心となったのである。

また、「侍御史」の監察の結果、弾劾された「正法」に位置づけられない案件も、それが認められれば、新たな法的な根拠となっていったと考えられる。

このように考えてくると、武帝期を起点とする律令の運用の変化、さらに、その副作用として生じた律令体系の混乱を治めるために行われた律令体系の再整理という一連の動きのなかで、いずれも皇帝と一体化した「侍御史」が重要な役割を果たしていた。この点に、前漢後半期以降、「侍御史」の活動が顕著となっていく背景を求めることができる。

註

（1）櫻井芳朗「御史制度の形成（上）・（下）」（『東洋学報』第二三巻第二・三号、一九三六年）、参照。

（2）註（1）櫻井氏前掲論文一四九頁（「御史制度の形成（上）」）、参照。

（3）芮和蒸「西漢時代之御史中丞」（『大陸雑誌史学叢書』第一輯第四冊、一九五〇年）、陳世材『両漢監察制度研究』（台湾商務印書館、一九六八年）等、参照。

（4）邱永明『中国古代監察制度史』（上海人民出版社、二〇〇六年、初刊は一九九二年）、李小樹『秦漢魏晋南北朝監察史綱』（社会科学文献出版社、二〇〇〇年）、熊偉『秦漢監察制度史研究』（天津人民出版社、二〇一一年）、南玉泉「両漢御史中丞的設立及其与司直、司隷校尉的関係」（同『従封建到帝国的礼法嬗変 先秦両漢法律史論集』、中国政法大学出版社、二〇二〇年所収）等、参照。

（5）王勇華『秦漢における監察制度の研究』（朋友書店、二〇〇四年）、参照。

（6）王勇華「秦及び前漢初期の監察について」（註（5）王氏前掲書所収）、参照。

（7）拙稿「前漢における中央監察の実態――武帝期における整備を中心として――」（『東洋学報』第八八巻第二号、二〇〇六年）、参照。

（8）王勇華「西漢中央監察体制再考」（『中国史学』第二四巻、二〇一四年）、参照。

（9）拙稿「前漢における中央監察の実態補論――御史中丞を中心として――」（『鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集』第九〇号、二〇二三年）、参照。

（10）冨田健之「漢時代における尚書体制の形成とその意義」（『東洋史研究』第四五巻第二号、一九八六年）、参照。なお、筆者は、別稿にて、前漢後半期における尚書と御史制度の展開について、尚書による官秩六百石以上の高官の人事への関与と「侍御史」による監察対象の拡大が軌を一にしていたことを明らかにした（拙稿「前漢後半期における御史と尚書――監察制度の展開からみた――」〔『東洋学報』第一〇四巻第一号、二〇二二年〕、参照）。

（11）和田清編『支那官制発達史――特に中央集権と地方分権との消長を中心として――（影印版）』（汲古書院、一九七三年所収、初刊は一九四二年）、西嶋定生「武帝の死――『塩鉄論』の政治史的背景――」（同『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年所収、初出は一九六五年）等、参照。

（12）祝総斌『両漢魏晋南北朝宰相制度研究』（中国社会科学出版社、一九九〇年）、冨田健之「前漢武帝期の側近政治と『公卿』」（『新潟大学教育人間科学部紀要（人文・社会科学編）』第八巻第一号、二〇〇五年）、渡邉将智『後漢政治制度の研究』（早稲田大学出版部、二〇一四年）、侯旭東（大原信正訳）「前漢『君相委託制度』説臆義――刺史の奏事対象とあわせて――」（『中央大学アジア史研究』第四二号、二〇一八年）等、参照。

（13）冨田健之「内朝と外朝――漢朝政治構造の基礎的考察――」（『新潟大学教育学部紀要（人文・社会科学編）』第二七巻第二号、一九八六年）五二一頁、参照。

（14）註（10）・註（13）冨田氏前掲論文等、参照。筆者も冨田氏の見解を踏まえて、内朝・尚書の展開について、皇帝の官房として、いわば「皇帝の府」を整備・強化したとし、それが丞相府を整備・強化する動きと連動するものと論じたことがある（拙稿「漢代における尚書と内朝」〔『東洋史研究』第七一巻第二号、二〇一二年〕、参照）。

（15）杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」（『古代文化』第五六巻第一〇号、二〇〇四年）、冨田健之「前漢武帝期政治制度史序説」（川勝博士記念論集刊行会編『川勝守・賢亮博士古稀記念東方学論集』、汲古書院、二〇一三年所収）等、参照。

（16）註（7）前掲拙稿、参照。

(17) 請讞については、池田雄一「漢代の讞制――江陵張家山『奏讞書』の出土によせて――」(同『中国古代の律令と社会』、汲古書院、二〇〇八年所収、初出は一九九五年)、宮宅潔「漢代請讞考――理念・制度・現実――」(『東洋史研究』第五五巻第一号、一九九六年)、籾山明「秦漢時代の刑事訴訟」(同『中国古代訴訟制度の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇六年所収、初出は一九八五年)等、参照。

(18) 本條は「御史は此より起こる」とするが、「治書」の二字が脱字と考えられている。

(19) 註(17)宮宅氏前掲論文、参照。

(20) 註(17)宮宅氏前掲論文一五～一六頁、参照。

(21) 張家山漢簡『奏讞書』に関しては、池田雄一編『奏讞書――中国古代の裁判記録――』(刀水書房、二〇〇二年)、同編『漢代を遡る奏讞――中国古代の裁判記録――』(汲古書院、二〇一五年)、嶽麓書院藏簡『為獄等状四種』に関しては、水間大輔「張家山漢簡『奏讞書』と嶽麓書院藏秦簡『為獄等状四種』の形成過程」(『東洋史研究』第七五巻第四号、二〇一七年)、陶安『嶽麓秦簡《為獄等状四種》釋文注釋(修訂本)』(上海古籍出版社、二〇二一年)等、参照。

(22) 陳偉「秦漢簡牘所見的律典体系」(『中国社会科学』二〇二一年第一期、二〇二一年)、参照。なお、邦訳として、陳偉(安永知晃訳)「秦漢簡牘に見える律典体系」(『立命館文学』第六七五号、二〇二一年)が公刊されている。

(23) 註(21)水間氏前掲論文、参照(以下、頁数は引用箇所について、当該論文中の頁数を記す)。張家山漢簡『奏讞書』のうち、皇帝に上呈されたことが明記されているのは案例3・5・14であるが、いずれも律令の條文が厳格に適用された上で、廷尉が下した判決が皇帝に上呈されている。なお、それは嶽麓書院藏簡『為獄等状四種』に見える事例のうち、皇帝に上呈されている案例15も同様である。特に、『奏讞書』案例3について、水間氏は、そこに見られる「讞(讞)固より審有り」という文言が、「讞で判断を仰いだ内容は法律に明確な規定があり、本来讞を行うまでもないことをいう文言」であるとし、よって、「廷尉府が本件を皇帝へ上奏したのは、いかなる判決を下すべきか判断がつかなかった」からではなく、「何らかの事由により、廷尉府でも最終的な判決を下す権限がなく、皇帝へ裁可を求める必要があったのではあるまいか」と推測されている(一〇頁)。また、これらの案件はいずれも被疑者が官吏であるという点では共通するものの、『奏讞書』には官吏が犯した罪で廷尉が回答を示すのみにとどまる事例も見えることか

ら、「全ての官吏の犯罪が皇帝の裁可を必要としていたわけではなく、さらに何らかの事由があって初めて皇帝の裁可を必要としていたのかもしれない」とされている（三六頁註（22））。

（24）冨谷至「漢律から唐律へ――裁判規範と行為規範――」（同『漢唐法制史研究』、創文社、二〇一六年所収、初出は二〇一三年）一五四頁、参照。

（25）日原利国「春秋公羊学の漢代的展開」、同「漢代の刑罰における主観主義――『春秋』と刑罰との関係――」（ともに同『漢代思想の研究』、研文出版、一九八六年所収、初出はそれぞれ一九六〇・一九六二年）、冨谷至「西漢後半期の政治と春秋学――『左氏春秋』と『公羊春秋』の対立と展開――」（『東洋史研究』第三六巻第四号、一九七八年）、同「謀反――秦漢刑罰思想の展開――」（『東洋史研究』第四二巻第一号、一九八三年）、同「秦漢の刑罰――その性格と特質――」（同『秦漢刑罰制度の研究』、同朋舎、一九九八年）等、参照。

（26）註（17）宮宅氏前掲論文三二頁註（50）、参照。

（27）註（17）宮宅氏前掲論文、参照。

（28）水間大輔氏によると、共犯者に対する処罰では、共犯者全員を同一の刑罰とする律令に基づく処罰と並行して、首悪を誅するべきとする「春秋の義」を利用して、共犯の処罰に差等がつけられる場合もあった。ただし、後者は皇帝が特別に許可した場合にのみ行われており、よって、漢代では「春秋の義」に基づく処罰は、皇帝自らの専権事項として行われたと指摘されている（水間大輔「秦律・漢律における共犯の處罰」〔同『秦漢刑法研究』、知泉書館、二〇〇七年所収、初出は二〇〇二年〕、参照）。「春秋の義」は「原心定罪」と密接に関わっており、よって、このことは、ここでの筆者の議論を支える事例として捉えることができる。

（29）大庭脩「漢王朝の支配機構」（同『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年所収、初出は一九七〇年）二六頁、参照。

（30）註（15）杉村氏前掲論文、参照。

（31）註（17）宮宅氏前掲論文、参照。

（32）近年、簡牘資料に基づく研究の進展に伴い、漢代の律令はともに皇帝の詔文そのものとする見方が提出されるようになってきている。その立場に立つ廣瀬薫雄氏は、律の制定手続きについて、「そもそも律の制定には様々な専門知識を要するから、王や皇帝みず

から律文を起草するのは事実上困難だったはず」であり、よって、「実務を熟知した臣下が律文を起草し、それを皇帝が令の形式で認可・発布するのが一般的だったであろう」とされている（廣瀬薫雄「秦漢時代の律の基本的特徴について」〔同『秦漢律令研究』、汲古書院、二〇一〇年所収〕一五七頁、参照）。よって、廣瀬氏は、制詔の制定に係る手続きに着目し、大庭脩氏が三形式に分類された漢代の制詔のうち、「官僚が委任されている権限内で、自らの職務を遂行するために発意して献策し、皇帝がそれを認可した結果、皇帝の命令として公布される」第二形式、及び「皇帝自らの意志で命令を下すが、下命の対象は一部の特定官僚に限られ、それら特定官僚の答申を必要とする」第三形式に注目する（大庭脩「漢代制詔の形態」〔註（29）大庭氏前掲書所収、初出は一九六三年〕二〇九・二一二頁、参照）。他方、永田英正氏は、この制詔発布の過程における集議の重要性を指摘し、集議そのものは皇帝の命令により開かれる「一種の諮問機関としての存在」であり、よって、「皇帝自身がその結論もしくは意見に何ら束縛されることはなかった」ものの、実際には、それは尊重され、その「多数の意見もよく尊重されていた」と指摘されている（永田英正「漢代の集議について」〔同『漢代史研究』、汲古書院、二〇一八年所収、初出は一九七二年〕一四三～一四四頁、参照）。『史記』巻一〇二 張釈之伝に、文帝が外出した時、突然飛び出して行列の前を横切り文帝の乗輿の馬を驚かせた者を廷尉張釈之が裁いたときのこととして、「廷尉 當を奏す。一人 蹕を犯せば、罰金に當す、と。文帝 怒りて曰はく、此の人 親ら吾が馬を驚す。吾が馬 頼に柔和なり。令し他馬なれば、固より我を敗傷せざらんや。而るに廷尉は乃ち之を罰金に當す、と。釋之 曰はく、法は天子の天下と與に公共する所なり。今法 此くのごとくにして更に之を重くせば、是れ法 民に信ならざるなり。且つ其の時に方りて、上 立ろに之を誅せしめば則ち已まん。今既に廷尉に下す。廷尉は天下の平なり。一たび傾かば、天下の用法 皆輕重を爲さん。民 安くにか其の手足を措く所あらん。唯だ陛下 之を察せよ、と。良や久しくして、上 曰はく、廷尉の當 是なり」とあるように、厳罰を求める文帝に対して、張釈之は「法は天子の天下と與に公共する所なり」と述べている。ここで、濱川栄氏が、漢朝に求められたのは、「さまざまな人間集団の間の利害の調整」であって、「その一点に関して社会の広範な不満をかえば」、「漢朝など一朝にして瓦解する可能性があった」とする見解を踏まえると（濱川栄「黄河と中国古代史――特に黄河下流域という『空間』の古代帝国形成期における意義について――」〔同『中国古代の社会と黄河』、早稲田大学出版部、二〇〇九年所収、初出は二〇〇六年〕四一一頁、参照）、集議を経なければならない以上、皇帝個人がほしいままに律令そのものの根本的な改変を行うのは必ずしも簡単なことではなかったのではないか。

以上の見解に大過なければ、この点も根本的な律令の「刪定」を行わず、まずは「請讞」で対応した一つの要因として捉えることもできる。

(33) 池田雄一「漢代における司法の展開――律令一定と法の公開――」(註(17)池田氏前掲書所収、初出は一九八八年)、参照。

(34) 註(17)宮宅氏前掲論文一九頁、参照。

(35) 籾山明「王杖木簡再考」(同『秦漢出土文字史料の研究――形態・制度・社会――』、創文社、二〇一五年所収、初出は二〇〇六年)一九〇頁、参照。

(36) 籾山明「司法経験の再分配」(註(17)籾山氏前掲書所収)二七八頁、参照。

(37) 米田健志「前漢後期における中朝と尚書――皇帝の日常政務との関連から――」(『東洋史研究』第六四巻第二号、二〇〇五年)一七頁、参照。氏は本論文にて、「平」の字義を解釈するに当たって、漢代に廷尉の属官であった廷尉平が、後に廷尉評・大理評事と改名されていることに論及しているが(三二頁註(33)、参照)、このことを敷衍すると、尚書に関わるものだけではなく、一般的に「平」と「評」が通用されうることを示すと考えられる。

(38) このことについて、王勇華氏も「それまで単なる陪席役であった侍御史が疑案解決のための法的な根拠を提出し、判決の方案を皇帝の参考に供する」役割を果たすようになり、請讞の「不可欠の段階」として、「侍御史が奏讞を決することが制度化」されたとされる(王勇華「御史中丞の監察について」(註(5)王氏前掲書所収)六四頁、参照)。

(39) 池田雄一「漢代の治獄――廷尉平と直指繡衣使者――」(註(17)池田氏前掲書所収、初出は一九八七年)、参照。

(40) 註(32)廣瀬氏前掲論文、参照。『二年律令』には九章律に見えない篇名が含まれるため、漢初の法律体系について、正律たる九章律に対して、それ以外の単行律を集めたものとして傍章律が捉えられるようになった。この九章律と傍章律との関係、及びこの正律と傍章律という二部構成をとるとされる法律体系のなかで『二年律令』がどのように位置づけられるか等の問題をめぐって、議論が展開されてきた(張建国「叔孫通定〈傍章〉質疑――兼析張家山漢簡所載律篇名――」(『北京大学学報(哲学社会科学版)』、一九九七年第六期、一九九七年)、楊振紅「秦漢律篇二級分類説――論〈二年律令〉二十七種律均属九章――」(『歴史研究』二〇〇五年第六期、二〇〇五年)等、参照)。それに対して、孟彦弘氏は、漢代の法律体系では正律に対する「単行律」という概念はなく、律

は不断に増減する「開放性」を有しているとし、個別の詔令が令・律として位置づけられていく過程にその原因を求めている（孟彦弘「秦漢法典体系的演変」〔『歴史研究』二〇〇五年第三期、二〇〇五年〕、参照）。これらの研究を承けて提出された廣瀬氏の見解は、『二年律令』を一條一條制定された単行法令であり、国家の統一法典が発布されたわけではないとする見解を立論の前提とするが、この点について、陳偉氏は、張家山漢簡『二年律令』と睡虎地漢簡・胡家草場漢簡とを比較し、三者共通して賊・盗等の「罪名之制」とされる「罪律」と銭・置吏等の「事律」という二重構造をとっていることから、前漢前半期において、少なくとも御史・廷尉等の官署には完整な律典が存在したとし、その見解に疑義を呈されている（註（22）陳氏前掲論文、参照）。さらに、氏は睡虎地漢簡「□律」が九章律と同じように、蕭何によって編纂され、特別な位置を有していたとして、漢代『律経』とみなされたのは、あるいは「□律」であったかもしれないと指摘されている。ただし、現在発見されている出土漢律と『律経』との関係をたどるには、現段階では十分な材料がそろっているとはいえないようである。

（41）陶安あんど「法典編纂史再考――漢篇：再び文献史料を中心に据えて――」（『東洋文化研究所紀要』第一四〇册、二〇〇〇年）、参照。また、李振宏氏も、『二年律令』を蕭何が制定したものとして捉えるものの、蕭何が『九章律』を制定したとする『漢書』の記事は、班固による理想化の産物であると指摘する（李振宏「蕭何〝作律九章〟説質疑」〔『歴史研究』二〇〇五年第三期、二〇〇五年〕、参照）。

（42）廣瀬薫雄『『晋書』刑法志に見える法典編纂説話について」、同「九章律佚文考」（ともに註（32）廣瀬氏前掲書所収）、参照。

（43）滋賀秀三「法典編纂の歴史」（同『中国法制史論集――法典と刑罰――』、創文社、二〇〇三年所収）三九頁、参照。

（44）註（35）籾山氏前掲論文等、参照。

（45）井上亘「漢代の書府――中国古代における情報管理技術――」（『東洋学報』第八七巻第一号、二〇〇五年）、高村武幸「『蘭台令』札記」（『明大アジア史論集』第一三号、二〇〇九年）等、参照。

（46）冨谷至「晋泰始律令への道」（註（24）冨谷氏前掲書所収、初出は二〇〇〇・二〇〇一年）、廣瀬薫雄「王杖木簡新考――漢代における律令学習の一形態――」（註（32）廣瀬氏前掲書所収、初出は二〇〇七年）等、参照。

（47）註（46）廣瀬氏前掲論文三七七頁、参照。

(48) 註(46)廣瀬氏前掲論文三七八頁、参照。王勇華氏は、「皇帝の裁決した『讞法』」を、治書侍御史が「御史挈令に編入していた」と指摘されている(註(38)王氏前掲論文六六頁、参照)。

(49) 註(35)籾山氏前掲論文一八八頁、参照。

(50) 刑義田「従〝如故事〟和〝便宜従事〟看漢代行政中的経常与権変」(同『治国安邦——法制、行政与軍事——』、中華書局、二〇一一年所収)、廣瀬薫雄「漢代の故事」(註(32)廣瀬氏前掲書所収)、渡辺信一郎「後漢における古典的国制の成立——漢家故事と漢礼——」(『日本秦漢史研究』第一六号、二〇一五年)等、参照。

(51) 註(46)冨谷氏前掲論文三五頁、参照。

【附記】本稿は令和四年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(C)・20K01024)「中国古代官制秩序の形成——前漢劉邦集団の構造との関連から——」による研究成果の一部である。